官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔告　示〕
○天皇皇后両陛下は第三十二回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁九）　一
○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件（総務三七〇）　二
○日本国に帰化を許可する件　四
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（法務四四一）　四
○南東県ジャクメル病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三四四）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二二九九～二三〇九）　五
○中央卸売市場において卸売の業務を行っている者の名称の変更があった件（同二三一〇）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の業務廃止の届出があった件（同二三一一）　五
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定の取消しに関して公示する件（農林水産・経済産業・環境五）　六
○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（国土交通一一四一）　六
○海ほたる地標航空灯台を設置した件（同一一四二）　六
○広島西飛行場の供用廃止の件（同一一四三）　六
○広島ヘリポートの供用開始の件（同一一四四）　六
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一四五）　七
○広島西飛行場の飛行場灯火の供用の廃止について届出があった件（同一一四六）　七
○広島ヘリポートの飛行場灯火の供用開始期日について届出があった件（同一一四七）　七
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（同一一四八）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一八六）　八

〔国会事項〕　八
内閣　内閣府　海上保安庁　最高裁判所

〔人事異動〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示一）　一〇
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局）　一〇

〔資　料〕　一〇
閣議決定等事項　一〇
機械受注統計調査報告（平成二十四年八月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕　一〇
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十三年度日本郵政共済組合の決算関係　三〇
会社その他

告　示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、沖縄県において開催される第三十二回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十七日から同月二十日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十四年十月十八日

宮内庁長官　風岡　典之

○総務省告示第三百七十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第三項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第三百九十五号（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十八日

総務大臣　樽床　伸二

第一条第二号中へをリとし、ホをチとし、ニをトとし、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、「含む。）」の下に「、」を加え、同ハを同号ヘとし、同号中ロをホとし、イの次に次のように加える。

ロ　光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画数（電気信号用の伝送路設備の敷設状況により分類した内訳を含む。）及び電気信号用の伝送路設備の回線数

ハ　光信号用の伝送路設備が敷設されている収容局ごとの光配線区画の外縁に位置している電柱等の位置情報

ニ　電柱等の位置情報の開示を受けた光配線区画における電気信号用の伝送路設備の回線数

第二条第一号ホを次のように改める。

ホ　通信用建物ごとの、一般帯域透過端末回線伝送機能、帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能であって通信用建物外に設置される光信号分離装置に終端する光信号用の伝送路設備により通信を伝送するもの若しくはそれ以外のもの又は中継伝送機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）に係る電気通信設備との接続に際して通信用建物に設備を設置している他事業者の数（利用している機能ごとの数を含む。）

第二条第二号ト中「空き場所等が」の下に「生じる予定時期及び当該空き場所等が」を加える。

第三条第一号中「第二号」の下に「（ハ及びニを除く。）」を加える。